

峡北地区最終処分場整備検討委員会議事録

日 時：平成16年4月28日（水） 午前10時～11時20分

場 所：山梨県北巨摩合同庁舎4階 401会議室

出席者：○委員

葦崎市長	小野修一（会長・議長）
双葉町長	箭本徳雄
明野村長	篠原眞清（副会長）
須玉町長	中田欽哉
高根町助役（代理）	藤原一治
長坂町長	小沢澄夫
大泉村助役（代理）	小林明
小淵沢町長	鈴木隆一
白州町長	伊藤好彦
武川村収入役（代理）	柏木繁
峡北地域振興局企画振興部長	石川泰平
峡北地域振興局林務環境部長	石原洋
森林環境部環境整備課課長	小川昭二
山梨県環境整備事業団事務局長	石山利男

○県・事業団

森林環境部長	堀内順一
森林環境部次長	望月健二
峡北地域振興局長	新藤満
峡北地域振興局林務環境部次長	内田公人（司会）
山梨県環境整備事業団副理事長	大野仁
山梨県環境整備事業団専務理事	小林一敏

配布資料：①峡北地区最終処分場整備検討委員会次第

②資料1 峡北地区最終処分場整備検討委員会等開催状況

③資料2 峡北地区最終処分場整備検討委員会設置要綱新旧対照表

④資料3 明野村の廃棄物最終処分場計画の経緯

⑤資料4 提言書

⑥資料5 循環型社会の形成に向けた県の取組状況

報 告

- ・ 配布資料②に基づき、本委員会等のこれまでの開催状況を事務局から報告。
- ・ 配布資料③に基づき、平成16年4月21日に開催された幹事会において本委員会設置要綱が改正されたことを、事務局から報告。

議 題

(1) 明野処分場の経過について

配布資料④、⑤、⑥に基づき環境整備課長から経過報告があり、配布資料④の3ページ、「H16. 3. 31 知事、明野村長5回目の話し合い」について次の補足説明がなされた。

(環境整備課長)

明野村長からの説明に対する知事の応答であるが、「昨年4月から解決に向けて話し合いを行ってきた中で、昨年8月の話し合いにおいて県が見直し案を提示したのに対して、9月の話し合いにおいて、明野村では見直し案については受け入れられないとしたうえで、今度は明野村で検討し提言するということであった。

従って、県では今回の話し合いでは、県の見直し案に対するよりよい方法の回答をいただけると期待していたが、説明を受けた明野村の提言は国レベル、あるいは地球レベルの規模で考えていく問題である。

提言の目指す持続可能な循環型社会の構築という将来的な目標についての基本的な認識は同じ方向であり、理解もするが、当面処理しなければならぬ廃棄物があるのも事実である。

明野村の提言は、現在、直面している明野処分場計画にふれていないことから問題の解決につながるものではないと受け止めざるを得ない。

従って、提言書は預かりということにさせていただきたい。」以上が知事の応答であり、3月31日の状況である。

(議長)

議題(2)その他について、関連があるので続けて説明後、質疑応答をお願いしたい。

(森林環境部長)

環境整備課長から今までの経緯、提言の内容等について説明をさせていただいたが、提言に対する県の考え方、これからどのような形で取り組んでいくのかについて説明させていただきたい。

知事の話にもあったとおり、全体を通した考え方として、廃棄物問題の解決にあたっては、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、発生抑制を基本としながら資源化を進め、循環型社会を構築していかなければならないという基本認識は全く同じである。

提言の一つめの「廃棄物発生抑制のための責務」であるが、環境基本条例に規定されているわけであるが、具体的な取り組みについては、今後策定する環境基本計画の中で検討していきたいと考えている。

それから、提言の二つめの「持続可能な社会を実現するために必要な山梨県ルールの確立」であるが、これらは県レベルでの施策や規制が可能なものや県レベルでの施策で実効があがるものもあるし、地方の域を超えた全国的な問題で国の法律や施策でお願いしていかなければならないものもある。

また、特定の地方公共団体が部分的に実施することにより、ある意味での問題も生じるおそれも考えられる。

そういう中で、条例の制定により廃棄物の発生抑制や処理施設の規制等を強力に押し進めることは、廃棄物とか環境問題を含め、更に大きく広範な社会経済政策の転換というような観点から考えていかなければならず、慎重な検討が必要ではないかと思う。

従って、提言にあったとおり、今後条例等の研究は行っていくが、当面、環境基本条例の理念に沿って環境基本計画の策定や県の廃棄物処理計画の見直しの中で廃棄物の減量化目標を定めるとともに、その達成に向けてこれまで以上に実効性のある発生抑制策に努めていきたい。

また、こうした計画に基づき、不適正処理や不法投棄の防止対策の強化に努めるとともに、処理施設の立地についても法に先立つ事前協議制度を定めた県の廃棄物処理施設の設置に関する指導要領に則り適切な設置に努めていきたい。

(議長)

「(1) 明野処分場の経過について」及び「(2) その他」について説明があった。質問、意見があればお願いしたい。委員どうぞ。

(委員)

合併を控えている。もし決着しなければどのような対応をするのか。知事からは新市を交渉相手に考えていないというコメントがあったようであるが、他の地区と交渉するのかどうかを聞きたい。

(議長)

合併とのからみの中でどのように対応するのかという質問である。

(森林環境部長)

今まで明野処分場について明野村長と話し合いを続ける中でここまできて、3月に提言をいただいたということで今日の機会を設けさせてもらっている。

明野最終処分場については、検討委員会の中で場所を決めていただいているということから、今日、その経過について話をするということであり、今後の問題は、基本的には今回の皆様のご意見も伺いながらということになると思う。

(議長)

よろしいか。その他には。委員どうぞ。

(委員)

このゴミの問題は非常に難しい問題だと思う。第一に10年という年月が過ぎている。資料を見ると平成9年以降は検討委員会で検討されていない。

平成6年9月8日に浅尾地区を候補地に決定し、その中で、いろいろと地元の人達が協議をしているが、市町村の役割がどこにあるかということだと思う。

北巨摩で処分場を造ろうといったときに、この検討委員会で北巨摩の関連の市町村がどういう役割を果たしていくべきかということを実際に考えたのかなという気がする。

何のために明野村に建設候補地を決定したのか。候補地は市町村長の皆さん方が論議をして決めたと思う。それが今まで経っても思うように進まない。だけれど、先程の提言を聞いたりしていると、私は最終処分場は絶対必要だと思う。絶対必要だから造らなければならない。それを峡北地域の中で真剣に考えてやるべきだと思う。

ただ明野村と県との関連だけではないと思う。周りの市町村長の皆さん方、周りの地域の皆さん方が本当に真剣に検討しないと進まないという気がする。

ゴミの問題はどこの市町村もいやだから皆逃げる。須玉町にも日向地区に産廃問題があったが、いろいろ呼びかけをしても実際に協力してくれる人たちは非常に少ない。だからどうしても地元で対応しなければならぬという結果になる。自分たちのところにあまり関係のないことについてはそっぽを向くというのが、今の社会ではないかという気がする。

ゴミの問題については、産業界の振興にしても、地域の活性化にしてもこういう最終処分場をしっかりと整備をしてやらなければ、おそらく企業も来ないと思う。そういうことを真剣に考えていかなければならないと思う。あと6ヶ月位で北杜市に移るわけだが、もう少し論議を重ねていかなければ解決できないと思う。私は、絶対、最終処分場を造るべきだと思う。

(議長)

ただ今、ゴミの最終処分地はどうしても必要なものである、更には、私たちが平成9年以来、対応がなかった訳であるが、明野村という決定の中で県が明野村と対応してきたということで、この度、明野村から提言書が出され、また、知事のコメントが出された、こういう経過であるが、今後については、人ごとでなく地域の問題としても大変重要な問題である、というご提言である。

この点については私も同感である。是非、今後については皆様方の色々な知恵を出していただいたり、峡北としても積極的に取り組んでいくということでご協力をいただきたい。県からコメントをお願いしたい。

(森林環境部長)

今のとりまとめをいただき、ありがとうございます。今日は経過についてご説明にあがりたいたいということであったため、今、検討委員会として色々な形でご検討いただけるといような話を伺い、ありがとうございました。

この結果について早速上司に報告したいと思う。

(議長)

委員どうぞ。

(委員)

この整備検討委員会で平成6年9月に峡北圏域の最終処分場の予定地として明野村に決定がなされ、今日までそれが出来ていない状況について、検討委員の皆様方に大変ご心配をおかけしていることをお詫び申し上げます。

私たちが、明野村の首長として、廃棄物行政の中で特に最終処分場というものの設置に関して考えなくてはいけないことは、明野村の自然環境をしっかりと守ってそこに住む人たちがいつまでも幸せに暮らしていける、その環境を守らなくてはいけないということ。

もちろん、そういうものへ影響をきたす廃棄物に対する処理、法律に基づく責任を負わされている部分も果たしながら、もう一方では環境をしっかりと守っていかなくてはいけない責任もある。

それらの中でこの問題、10年も経過して何でこんな状態なんだというご意見をお持ちの委員もいらっしゃると思うが、明野村としてはこ

ういう経過に至っていることについて、わかりやすい状況で言えば、この事業に対する地域の皆さんの半数の同意は得られていないということである。

しかも設置予定場所が私たちの飲み水である水道水源の上流域。万が一そこで、この管理型処分場から汚水が漏れ地下水を汚染することになると、将来間違いなく水道水源へ流れ込み、私たちの飲み水として私たちが汚染物質を体内に受け入れてしまう。そういう可能性が非常に大きい場所であり、また、処理の仕方ということに対して、地域の人達は将来に渡っての心配をして、そこの部分の安心感を得るための色々な説明を求めたりとか色々な経過があった。しかし、残念ながら現在まで安心感を得る確証、説明がない。そのことが今日まで至っている実情であることだけのご理解は賜りたい。

しかし、私たちも村として、法律に基づき廃棄物を処理する責任の一端も担わなくてはならない。10年もかかっている山梨県政の最大課題であるこの廃棄物問題を解決しなくてはいけない。こういう前提に立ってどういう解決方法を求めるべきかというところを検討させていただいたものが今回の提言である。

この提言の中身として、決して最終処分場そのものの設置を認めないということはない。村が設置した検討委員会の中で、専門家の意見もいただきながら、今できる方法としてどういう方法があるかということを検討した。

その検討する趣旨として、受け入れる地域が、今回で言えば明野村だが、明野村が将来に渡っても安心して活かされる形で、どういう処理をどういう廃棄物行政を行っていくことが、どこにこういう問題が起きても安心して地域の皆さんが受け入れを検討できる、そういう環境を創るためにはどういう方法が最善なのかというところを踏まえて、提言をさせていただいたつもりである。

提言の中で謳っている条例について、森林環境部長の話では国の施策との整合性や、問題が起きる可能性の話があったが、法律との抵触があってはいけないということを確認するために、専門の弁護士まで入れて、検討委員会の中で検討して答申させていただいている。その中でこれは抵触をしないということで提言をさせていただいている。

心配されるように法律に反するような条例を創れるわけがない。また、創ったところで有効性を持つものではない。そこへは最善の配慮をして、そのための専門家を二人、弁護士と学者を入れて整合性もしっかりつきつめて検討し、提言させていただいた。

そして、ゴミを減らさなければならないことは、今日お越しの皆さんを始め県民全てが共通認識を持たれていると思う。しかしそれを具体化する段階でもろもろのからみの中で一步前に踏み出せない。これからのことを考えればやるべきことは私たちも皆さんも判っていらっしゃる。それを一步踏み出して具体的にやってもらうという方向へ振れるかどうか。そこをやることによって、この廃棄物問題の解決は大きく前へ一步踏み出せる。

もうやろうとし始めている県が出ている。隣の長野県もこの条例と同様の内容のものを6月県議会にかけようとしている。そして今、市町村の担当者との摺り合わせや色々な質問を受ける段階を進めている。

私は、できない問題ではないと思っている。そういう方向に改めて進

めていただくことになれば、安心して受け入れが可能になってくるというように理解しており、私は大きな解決策を提案させていただいたつもりでいる。是非ご理解をいただきたい。

(議長)

委員から今日までの経過、また考え方のご意見があった。我々十分理解をしていると思う。他にご意見は。委員どうぞ。

(委員)

大変長い時間がかかっており、十年以上過ぎている。今ここに、当初から残っている首長は、高根町長と大泉村長が都合で出席できないということなので、私しかない。

経過を振り返ってみると、この検討委員会が候補地を決定をしたというように県の方では言ったが、私たちは候補地を出して、その候補地を全て回ってそれなりの評価をし、そして県の方に任せたというかたちである。

結果的に、明野のこういう場所が一番適地である、こう選定をした、という報告を聞いて了解をしたから、検討委員会で決めたということになるかもしれないが、一箇所決めた場所が都合で変わって、そして、新たな候補地が出てきた。

それも了解をもらったというように言うが、私たちが候補地を一箇所ずつ責任を持って出したという状況から考えると、私たちは、委員会が決めたわけではなく県が決めたと認識している。

そういう考えからいって、明野村の中で2回目の場所が変わったとき、何で市町村が出した2番目のところに降りていかなかったのかという疑問を今でも感じている。

こういうことをやっていくのに誰かの責任にしまったり、誰かのあいまいな行動がこんな問題を引き起こしてきたのではないか。

我々にも責任があると感じるが、私たちは候補地を出した段階から自分のところに来たら自分のところで精一杯解決できる候補地を選定して出している。そういうことからいって、委員が言うような取り組み、一歩踏み出すということも含めて、本当に真剣に考えていかないと、あいまいに委員会の責任、委員会が決定をしたということが、誤解されて一人歩きをしてしまうという状況になりかねないと思う。

それからもう一つ、ゴミを減らしていくということの行政の責任、生産者の責任、消費者の責任について、ゴミを排出するのにタダだという考え方を行政が植え付けてきた。ゴミを有料化をするということがいいかどうかわからないが、少なくとも皆が自分の責任でゴミを減量するという基本的な問題の中に、有料化、痛みをそれだけ覚悟しながらゴミをこれだけ出すという姿勢を入れていけば少しゴミが減るのではないか。

何でもタダということを通用させてしまった行政の責任というようなことも感じる。有料化についてももしっかり考えていく方がいいのではと思う。その辺の考えを聞きたい。

(議長)

森林環境部の方で特にゴミの排出抑制の問題等についてはどうか。

(森林環境部長)

今言われたとおり、ゴミを出さない、いかに少なくしていくか、ということはずごく大切なことで、県でも、婦人団体や消費者団体などを始めとして、マイバックであるとか、いろいろな形の中でゴミを拾おうとか、啓発運動とかを実施している。

また、子供達に対しても、そういうことを環境教育の一環として行っていくことを教育委員会の方から聞いている。

ゴミはゼロにはならないわけであるが、いかにゴミを少なくしていくかという運動を更に高めていかなければならないと思っている。そういうことについても現状の施策の中で、また、更に検討を加え、考えられるものについては取り入れていきたいと思う。

(議長)

もう一人お願いします。

(委員)

処分場が必要であるということについては、誰も反対する人はいないと思う。何とかしなければならないということについては。

ただ、各論になれば議論百出、これも当然のことと思う。そういう中で、この検討委員会でもそれなりに考えていこうということについて、最後まで請け負うとか何とかするとかいうように考えられても困ると私は思う。

そこをはっきりしておかないと。委員の話ももっと勉強する必要があると思うし、明野村の提言について、先程県は少し触れていたが、それが全てであるかどうかもう少し時間をかけて、聞くことを聞いたりしないといけない。

北巨摩で受けるとか何とかするというふうにつながれると少し重たすぎる。今日は森林環境部長からも、明野の報告と意見があったら聞きたいということで、報告があり、意見も幾人かから出たわけであるが、その辺に留めて、あまり北巨摩で何とかするというふうなニュアンスでとられると困ると私は思う。

(議長)

そのとおりだと思う。今日は報告会ということであり、つっこんで具体的にいつどうするという趣旨の会議ではないので、ご理解をお願いしたい。

ただ、私どもも峡北圏域とすれば、これはそれぞれの圏域で取り組むべき問題であるので、今後、皆様のご意見をいただきながら進めていく問題であると考えている。

(委員)

経過はよく解らないが委員から、圏域の中で当初明野村に第一の予定地があったと、その予定地が変わって今度の浅尾にいったという発言があった。その時にこの検討委員会では、本当に真剣に論議をしてそこでいいといって明野村に話をしたのかどうか。

前明野村長には、ゴミ問題について明野村だけの問題ではない、だから、県とこの検討委員会の中で論議すべきではないかという話を再三し

た。だけれど、県に任したからというような状況の話になった。

今、明野村に予定しているわけだが、北巨摩圏域の中で考えるのは非常に難しいということになると論議しなくなってしまうと思う。基本的には、北巨摩の中にひとつの明野村という線が出ているのだから、その中で市町村長とか議会とかいろいろ多くの人たちと論議をしてどうするかということを真剣に考えなくてはならない。

逃げる問題ではないと思う。真剣に論議をしてやるべきだと思う。どうしても北巨摩圏域では無理だと、ではどうもっていくか、だけれど我々も最終処分場は絶対必要だと思う。

だから、造るべき方向として論議をしていかなないとなかなかまとまらないと思う。

(議長)

他にご意見はあるか。それでは意見も出尽くしたようであるので以上をもって本日の報告会を閉じさせていただく。大変お忙しい中ご出席いただいたことに心から感謝申し上げます。ご協力ありがとうございました。

以上